

# 公益法人ガイドライン改正に伴う、岡山県診療放射線技師会

## 定款の一部変更に関するお知らせ

令和8年5月1日

岡山県診療放射線技師会 会員 各位

会長 高尾 渉

令和8年度総会第3号議案として、定款改正案を下記に示します。

### 1. 改正内容（新旧対照表）

改正後（新）	改正前（旧）
第4章 総会 (決議) 第19条 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会会員の半数以上であって・・・	第4章 総会 (決議) 第19条 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会会員の半数以上にであって・・・
第5章 役員 (役員を設置) ・第22条 本会に、次の役員を置く。 (1) 理事 13名以上 <u>23名</u> 以内 (2) 監事 <u>3名 (1名は外部監事とする)</u> 2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長、7名を常務理事とする。	第5章 役員 (役員を設置) ・第22条 本会に、次の役員を置く。 (1) 理事 13名以上 20名以内 (2) 監事 2名 2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長、7名を常務理事とする。
第6章 理事会 (招集) 第33条 5 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、 <u>副会長</u> が常務理事会を招集する。	第6章 理事会 (招集) 第33条 5 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各副会長が常務理事会を招集する。

### 2. 手続きについて

令和8年度総会議決権行使書（ハガキ）にて決議をお願いします。